

# 横浜市における障がい者自立支援法等による影響調査結果

2009年4月10日 日本共産党横浜市議団

## 1. 調査目的

障害者自立支援法が施行されて今年3月で丸3年が経過し、今年は「3年後の見直し」を行う年にあたる。原則1割の応益負担による重い負担増や、大幅な報酬削減による事業者の経営難、事業所職員の労働条件悪化による相次ぐ離職など、「自立支援法」とは名ばかりの悪法に怒りの声があがっている。

日本共産党横浜市議団は、横浜市における障害者自立支援法等による影響の実態を把握する一助とするために、アンケート用紙を同封し、影響調査を行った。

## 2. 調査方法

調査対象は、横浜市内の障害者施設のうち、公立ではない社会福祉法人型障害者地域活動ホーム（15施設）、障害者支援施設（支援法）（20施設）、障害福祉サービス事業所（日中活動サービス）（支援法）（94施設）、知的障害者通所寮（支援法）（1施設）の計130施設とした。

調査内容は、日本共産党国会議員団と「障害者の全面参加と平等推進委員会」が昨年7～8月に行った障害者自立支援法の影響調査（第3回）を参考に、障害者自立支援法による影響と、横浜市の独自の障害者施策について、質問するものとした。

調査方法は、対象施設に、お願いの手紙、アンケート用紙、返信用封筒（切手貼付）を、2009年1月末に郵送した。なお、参考文書として、日本共産党が2008年12月に発表した政策提言「障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きるための新たな法制度を」を同封した。

## 3. 調査結果

### 1) 回収率

同年3月末までに11施設から返信があり、回収率は8.4%であった。

調査回答を調査結果（1）（2）に示す。なお、施設名は、調査票到着順に便宜上A～Kと表記した。

### 2) 回答施設について

回答した11施設の事業種は、生活介護事業6、就労移行支援事業1、就労継続支援事業B型5、社会福祉法人型障害者地域活動ホーム1（重複あり）で、すべて新体系サービスに移行した事業所であった。

所在地は、旭区2、緑区3、青葉区、保土ヶ谷区、西区、戸塚区、神奈川区、港北区各1であった。

施設の定員は、20人以下の施設が3、21～40人の施設が5、50人の施設が3で、定員に対する実人数の割合は40～171%とさまざまで、定員数以下だった施設は6、定員を上回っていた施設が4（1施設は実人数未記入）であった。

回答施設の事業種、所在区、定員、実人数は以下のとおりである。

A	生活介護・就労継続支援B型	旭区	定員 40	実人数 43
B	生活介護	青葉区	定員 40	実人数 33
C	生活介護	緑区	定員 20	実人数 17
D	就労移行支援・就労継続支援B型	保土ヶ谷区	定員 35	実人数 60
E	就労継続支援B型	西区	定員 20	実人数 8
F	就労継続支援B型	戸塚区	定員 50	実人数 40
G	生活介護	緑区	定員 50	実人数 32
H	就労継続支援B型	神奈川区	定員 37	実人数 無回答
I	生活介護	緑区	定員 40	実人数 40
J	社会福祉法人型障害者地域活動ホーム	港北区	定員 50	実人数 40
				但し、サービス利用者は148名
K	生活介護	旭区	定員 15	実人数 15

### 3) 利用者負担について

#### ①自己負担額・・・調査番号1.(1)～(4)

月額負担額は、法人型地域活動ホームを除く全施設で1500円以下の利用者がほとんどで、「所得区分による市の助成を受けているのでほとんどの人が負担を払っていない」(C、生活介護)「当初1割負担による影響があったが、国の見直し(昨年夏)により、1割負担対象者がなくなったため、影響がなくなった」(D、就労移行・就労B型)によるものと推察された。

給食費の自己負担額(回答施設6)は、1食230円から650円であった。

自立支援法の実施によって、サービスの利用を中止または利用回数を減らした利用者がいた施設は2施設(回答施設6)で、利用料・給食代の滞納者がいない施設は6、いる施設は2(回答施設8)であった。

滞納者数は6人(G、生活介護)、10人(J、法人型)で、実人数(それぞれ32人、148人)に対する割合は18.8%、6.8%であった。

#### ②見直しについての国への要望・・・調査番号1.(5)

定率1割の利用者負担に関しては、『応益負担』制度は維持し、負担軽減策の継続・充

実をはかる」が1施設で、6施設が「応益負担」制度の廃止を望んでいた（回答施設7）。

廃止を要望する理由としては、働くのに負担があるのはおかしいという意見、障害があるが故の負担は間違っているという意見が多かった。

また、「利用者負担の上限が低くなったことにより、応益負担ではなく、限りなく応能負担に近づいていると思う。国も応益負担とは表現していないので、この言葉を使うのはいかがかと思う」（A、生活援助）という意見もあった。

給食費等の実費負担に関しては、「現状でよい」が4、「負担軽減策を講じる」が1、「自己負担は廃止」が1であった（回答施設6）。これに関しては、「なんともいえない。所得保障があれば実費負担はあってもよい」（B、生活介護）という意見があった。

#### 4) 事業所経営への影響について

##### ①報酬単価の引き下げ等による影響・・・調査番号2（1）

「大幅に減収」2、「やや減収」1、「変化ない」2、「増収」4、無回答2であった。

増収になった施設では、新体系に移行したことによって収入は増えたが、人員配置基準に従って職員を増やしたため、経営は苦しくなったということが推察された。

##### ②収入減のために余儀なくされたこと・・・調査番号2（2）

利用者サービスでは、「土曜日の開所など利用日数の増」と「行事の廃止・縮小」が各1で、9施設は無回答であった。

職員の労働条件関係では、「賃金切り下げ・昇給ストップ」「人員削減」「正規職員を非正規やパートに変更」が各2で、7施設は無回答等であった。

その他として、「地域作業所から移行することで、増収をはかった。事務は大変になった」（B、生活介護）、「利用者が少ないため、人数を増すことに努力のみ」（E、就労B型）、「職員のボーナス支給減等人件費の見直し」（I、生活介護）と、いずれも経営が苦しいことを物語っていた。

##### ③職員確保の状況・・・調査番号2（3）

ここ一年間で職場をやめた人がいない施設は6、いる施設は4で、やめた人数は4施設で1人、1施設で3人であった。3人がやめた施設の総職員数は4人であるため、1人を残して全員やめたことになる。

職員の応募状況では、募集人数どおりの応募があったのは6、人数に足りなかったのは1であったが、「募集をすれば多くの応募があるが、適性等の視点から採用には至らない」（C、生活介護）、「よい人材の応募は少ない」（I、生活介護）ということで、適切な職員確保が難しい状況が窺われた。

職員がやめたり集まらない理由としては、「給料が安く、男性にとっては生計を立てるの

が困難」(A、生活介護・就労B型)、「一般企業に比べて、いちじるしく賃金が低い。その割に専門的な力量が要求される」(D、就労移行・就労B型)、「工賃が少ないために、また職種により労働、体力が必要のわりには給料が安い」(E、就労B型)など、賃金が専門性・重労働に見合わないだけでなく、生計を立てられないほど低いために、職員が定着しないことがわかった。

その他、「北欧諸国のように福祉国家になること、財源論を恐れず、増税を受け入れる国民の理解を求めること」(A、生活介護・就労B型)、「社会的風潮。人と人のつながりが希薄」(B、生活介護)、「雇用条件の悪さ、福祉職の社会的地位の低さ、大変さ、困難さだけを報道するマスコミ」(J、法人型)、「一般的に仕事内容がよく知られていない。大変そう、低賃金というイメージ。高校の進路指導で福祉職場は避けるようにと話されることがあるそう」(K、生活介護)との意見があった。

#### ④国への要望・・・調査番号2.(4)

報酬関係では、「報酬単価の引き上げ」が7、「支払い方法を『日額払い制』から『月額払い制』にもどす」が4であった。

意見としては、「超少子高齢化社会、格差問題の中で、社会保障制度がしっかりと機能すること。そのために、財源確保が必要で、増税について、消費税だけでなく、お金のあるところからとる議論をしっかりとしてほしい。北欧のように福祉国家になることを宣言してほしい。財政赤字も早期に対処してほしい」(A、生活介護・就労B型)、「定額補助がないと運営がとても不安定」(H、就労B型)があった。

職員配置関係では、配置基準の改善を望むのが4、正規職員の配置を中心にした雇用形態ができる報酬に改めるが6であり、「払えるだけの報酬にしてほしい」(D、就労移行・就労B型)との意見があった。

#### 5) 子ども分野への影響・・・調査番号3.(1)(2)

補装具や医療費の負担についての利用者の実情は、回答がなかった。

国への要望に回答があったのは2施設のみで、「障害児福祉の利用における契約制度を見直す」が2、「『障害程度区分』のしくみは導入しない」「放課後活動についての国の補助制度」「障害種別の施設機能の充実」が各1、「障害が確定しない子どもへの支援の充実」が2であった。

#### 6) 障害者自立支援法についての国への要望等・・・調査番号4

障害者自立支援法の問題点として、

- ・非常に複雑で難しすぎる
- ・程度区分の基準が現状にあっていない

- ・特に精神障害者の認定項目がきちんとしていない
- ・自立のための保障がない
- ・応益負担である

などがあげられており、これらの改善を望む意見が多かった。

また、「理念とは名ばかりで財政負担解決のために作られた法律」（A、生活介護・就労B型）という指摘や、一言「撤廃」（J、法人型）とだけ書かれたものもあった。

## 7) 横浜市の障害者施策について

### ①在宅心身障害者手当の廃止について・・・調査番号5（1）

「廃止されると困ると感じている人が多い」が1施設で回答されたのみであったが、「知らない人が多い」（J、法人型）ことが推測される。

その他として、「精神障がい者はこれまで支給対象になっていなかったもので、最初から取りのこされていた。この際、将来の安心のために、新しい有効な施策を考えてもらいたい」（D、就労移行・就労B型）、「精神障害者は重度手当（在手）からはずされておられ、今まで重度加算等受けたことがない。せめて一級の重度の人には何らかの手当を受給できるようにしてほしい」（H、就労B型）のように、精神障害者にも手当を望む声があった。

なお、今回の回答施設の多くは精神障害者を対象としていることで、この設問に対する回答が低かったものと思われた。

### ②低所得者に対する利用者負担額の全額助成・・・調査番号5（2）

「ずっと助成してほしい」が6、「対象を課税世帯にもひろげてほしい」が2であった。

## 8) その他の意見・要望

6施設から回答があった。

国の借金を将来の世代が負うことになるため、消費税増税もやむを得ないが、大企業・高所得者に多く課税してほしい（A、生活介護・就労B）、厳しい雇用情勢の中でますますきびしくなるであろう精神障害者の雇用を支援してほしい（D、就労移行・就労B型）という国への要望、長い間与える福祉を続けてきたのだから、利用者負担で不満が出てくるというご意見（E、就労B型）、市担当職員はがんばっているが、新自由主義路線の広がり、社会全体の自己責任化が世の中の不安定化につながっている（K、生活介護）というご意見があった。

また、「アンケートでは語れない部分が多い。ヒヤリングに来てほしい」（B、生活介護）、「質問の内容が一方的で、実情が現れない」（H、就労B型）。という要望・意見もあった。